

○大学卒程度技術（造園）専門試験問題例

問1 次の(1)～(5)について、それぞれ内容を説明しなさい。

- (1) 近隣公園
- (2) 総合公園
- (3) 指定管理者制度
- (4) 公園施設のライフサイクルコスト（LCC）
- (5) 屋上緑化と壁面緑化の効果

問2 次の造園樹木等について、該当するものすべての欄に○印を記入しなさい。

（解答欄）

樹木名	落葉樹	常緑樹	高木	中・低木	地被植物	花木
エノキ						
ヒラドツツジ						
ヤマボウシ						
クチナシ						
トウカエデ						
シラカシ						
レンギョウ						
ベニカナメモチ						

※花木とは、花の美しさが鑑賞に供される樹木とする（実の美しいものは含まない）。

問3 次の(1)～(5)について、それぞれ答えなさい。

(1) 日本における庭園の歴史に関する次の文章のうち、**適切でないもの**はどれか、番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 日本最初の造園書「作庭記」には、平安時代の寝殿造り庭園の意匠や施工法が詳述されている。
- ② 室町時代の代表的な枯山水式庭園として、龍安寺方丈庭園や小石川後樂園が挙げられる。
- ③ 江戸時代には、京都の桂離宮や仙洞御所、修学院離宮など回遊式庭園がつけられた。
- ④ 大名庭園には、参勤交代の旅で見た各地の名勝地の風景を縮景として取り入れたものがあり、岡山県の後樂園では琵琶湖が表現されている。

(2) 日本の都市公園制度に関する次の文章の()に該当する語句の組合せとして、最も適切なものはどれか、番号を解答欄に記入しなさい。

日本の都市公園制度は明治6年の(A)による公園設置に始まっており、大阪市内では住吉公園が創設された。明治21年には東京市区改正条例が制定され、日比谷公園などの近代的な公園が整備されるようになった。その後大正8年には(B)の制定等により市街地における公園整備が進展した。戦後は昭和31年に(C)が制定され、都市公園の設置及び管理に関する基準等が定められた。昭和47年には(D)が制定され、都市公園の整備は飛躍的に進捗した。

	A	B	C	D
①	都市計画法	帝都復興事業	都市緑地保全法	都市公園法
②	都市計画法	太政官布達	都市公園法	都市緑地保全法
③	太政官布達	都市公園等整備緊急措置法	都市緑地保全法	都市公園法
④	太政官布達	都市計画法	都市公園法	都市公園等整備緊急措置法

(3) 樹木の植付に関する次の文章のうち、**適切でないもの**はどれか、番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 搬入された樹木は、根が切れ水分吸収量が減少していることから、水分供給量と消費量とのバランスをとるため、枝葉の剪定を行う。
- ② 植付後の活着をよくするため、水極めまたは土極めにより埋め戻し土と根鉢を密着させる。
- ③ 水鉢は灌水の際の水溜めとして設けるもので、鉢の外周に沿って適当な幅の浅い溝を掘る方法と、鉢の外周に土を盛り上げる方法がある。
- ④ 春期に根回しを行った常緑樹の移植は、同じ年の梅雨期に行う。

(4) 樹木の剪定・整枝に関する次の文章のうち、最も適切なものはどれか、番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 刈込とは、美観的、生理的観点から、不要な枝を付け根から切り取る作業をいう。
- ② 枝抜きとは、主として当年枝を、樹冠を作るのにふさわしい枝となる方向の葉芽の上で切り取る作業をいう。
- ③ 大枝の切除にあたっては、まず幹から少し離れた位置で上から途中まで鋸を入れ、次にその先に下から鋸を入れて枝先を切り離した後、幹に残った枝を幹に沿って切り直す。
- ④ 切返しとは、樹冠を小さくするため、また枝の若返りを図るため、分岐部から古い枝を付け根から切り取る作業をいう。

(5) 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に関する次の文章のうち、最も適切なものはどれか、番号を解答欄に記入しなさい。

- ① 当該ガイドラインの対象となる特定公園施設とは、「園路及び広場」、「休憩所」、「駐車場」、「便所」、「掲示板」、「標識」の6施設である。
- ② 当該ガイドラインの対象者は高齢者、障害者、妊産婦、けが人であり、外国人は対象としていない。
- ③ 整備にあたっては、バリアフリー法に基づく整備を行うだけでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、ハード・ソフト両面から施設の整備及び管理に取り組むことが重要であると当該ガイドラインには記されている。
- ④ 都市公園は、市民の多様なニーズに対応し、災害時には避難地・避難路となる等、市民生活に欠かせない多様な機能をもつ都市施設であるため、利用しやすい公園の整備及び管理は、自然環境や歴史・文化の保全等よりも優先して取り組む必要があると当該ガイドラインに記されている。

問4 次の(1)～(3)について、それぞれ答えなさい。

(1) 都市公園法及び施行令では、都市公園の効用を全うするために設けられる施設を公園施設として定めているが、解答例にならって「公園施設の種類」について、2つ挙げ、その2つの公園施設に対応する具体的な「施設」についてそれぞれ3つ挙げ、解答欄に記入しなさい。

なお、下記に解答例として記載している「管理施設」については解答の対象としないこととする。

【解答例】

公園施設の種類	施設		
管理施設	門	柵	管理事務所

(2) 街路樹など道路における緑がもつ機能について5つ挙げ、下記の解答欄に記入しなさい。

(3) 平成29年の都市公園法の改正において創設された公募設置管理制度(通称P-PFI制度)について、その「制度の概要」、「制度を活用するための条件」及び「民間事業者に与えられる3つの特例措置」に関して、下記の解答欄に記入しなさい。